

いわき市住民支え合い活動モデル事業

1 目 的

今般の介護保険制度の改正において、要支援者等へのサービスについて、これまでの全国一律のサービスのほか、ボランティア、N P O、民間企業、社会福祉法人、協同組合、地域住民主体による支え合い活動など、さまざまな主体による生活支援サービスの提供が示された。本市では今年度新たに、支え合い活動を行いたいと考えている地域住民等とともに、地域の高齢者にどのような支援が必要かを共に考え、支え合い活動の立上げを支援することで、新しい生活支援サービスの創出することを目的としていわき市住民支え合い活動モデル事業を実施する。

また、「お互い様」の精神で支え合い活動に取り組むことにより、支える側の高齢者が居場所や生きがいを得ることで健康増進にも繋がるものと期待されることから、「住民主体の支え合いによる生活支援サービスの創出」「支える側の高齢者の健康と生きがいづくり」の2つを目的とする。

2 実施体制

- (1) 実施主体 いわき市
- (2) 事業委託先 平成27年度 社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会
平成28年度 未定

3 事業概要

(1) 事業運営委員会の設置

地域福祉活動、ボランティア活動等関係者、学識経験者、行政等の関係機関・団体の代表及び推薦を受けた者等15名で構成。

モデル事業運営委員会は実施団体及びモデル地区を選定し、その後は、協議体の進捗管理や助言・指導を行うため2ヶ月に1回程度会議を開催する。

(2) 実施団体及びモデル地区の選定

市内を次の7つの地区に分け、各地区内に1団体以上の実施団体を選定し、実施団体の活動エリアをモデル地区とする。

地区分け	団体数	モデル地区
平地区		
小名浜地区		
勿来・田人地区		
常磐・遠野地区		
内郷・好間・三和地区		

各地区に1団体以上を選定する

各実施団体の活動エリアをモデル地区とする

四倉・久之浜大久地区		
小川・川前地区		

(3) コーディネーターの配置

高齢者の生活支援・介護予防のための新しい生活支援サービス創出に向け、地域課題の抽出、地域資源の開発やネットワーク構築を推進する者を「コーディネーター」としモデル地区につき 1名配置する。

平成 27 年度は、いわき市社会福祉協議会の地域福祉支援員をコーディネーターとする。

(4) 協議体の設置

モデル地区の実施団体の構成員とコーディネーター（地域福祉支援員）を中心に地域包括支援センターや行政関係者等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークとして「協議体」を設置する。

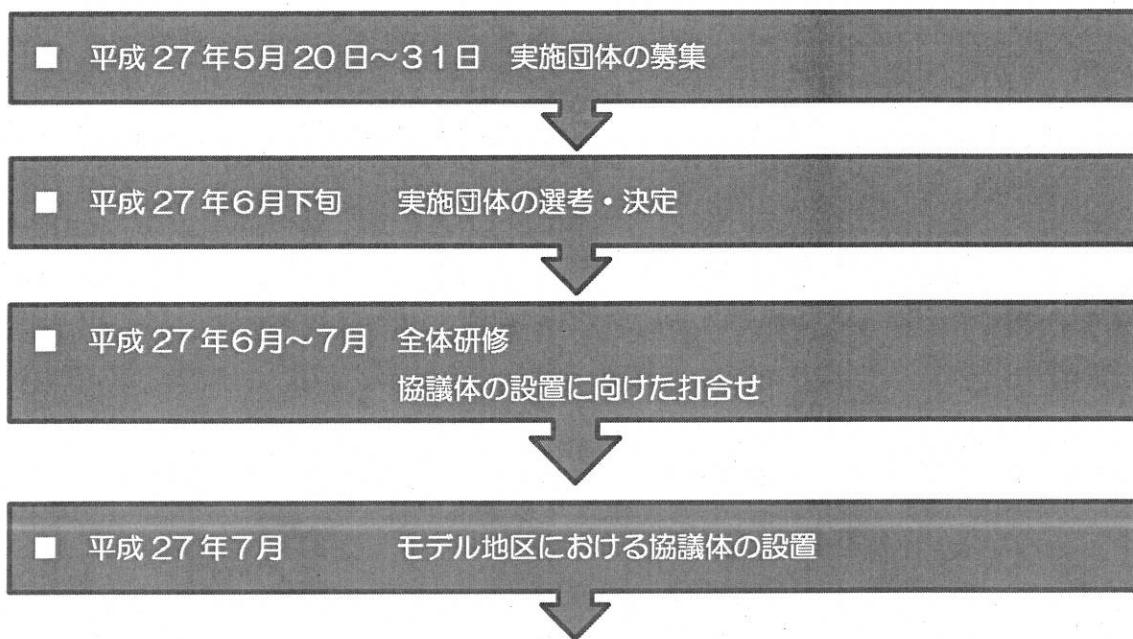
(5) 生活支援ボランティアの養成

新しい生活支援サービスの提供に際し必要とされる知識や技術、スキル等の習得のため、研修会や講習会を実施する。

4 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日（2ヶ年をモデル事業期間と設定）

5 事業計画



■ 平成 27 年 7 月～8 月 各実施団体（モデル地区）における事業計画の作成

■ 平成 27 年 8 月～12 月 事業計画に基づく検討・協議

例)・地域ニーズの把握

- ・社会資源の整理と情報の共有
- ・新たなサービスの検討
- ・サービス実施に向けた課題
- ・サービス提供に要する知識・技術・体制の整備
- ・サービス提供のための試算

（有償の場合の積算、提供に要する契約書等の決定）

■ 平成 28 年 1 月～3 月 モデル地区内でサービス提供の開始

- ・サービス提供開始
- ・サービス提供後の課題と検証

■ 平成 28 年 1 月 30 日 地域づくり講演会において、事例発表（中間報告）を予定

■ 平成 28 年 3 月 31 日 平成 27 年度モデル事業にかかる業務完了報告書提出

【事業推進のスケジュール】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度以降
モデル期間	→	本格実施
【実施内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○モデル地区の募集 ○モデル地区内での生活支援ニーズの把握 ○モデル地区内でのボランティアの養成 ○モデル地区内での生活支援活動の実践 	【実施内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○新たなモデル地区的募集 ○モデル地区内での生活支援活動の実践 ○ボランティアの組織化の支援 ○ボランティアの指導者の養成 ○ボランティア組織立ち上げ支援の手法の確立 	【実施内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○市内全域でのボランティアの養成 ○養成したボランティアの組織化 ○市内全域でのボランタリーな生活支援の実践

6 進捗状況

平成 27 年 4 月 業務委託契約締結

平成 27 年 5 月 モデル事業実施団体募集

平成 27 年 6 月 第 1 回運営委員会開催・実施団体及びモデル地区の選定

平成 27 年 7 月 協議体の設置（7 地区 7 団体）

平成 27 年 7 月 全体研修会の開催（協議体構成員 60 名参加）

地域住民への普及啓発について

1 在宅医療の推進と在宅看取りについて

医療と介護連携促進部会において、在宅医療を推進するためには、全体的な仕組みを検討するだけではなく、患者やその家族等が在宅医療を正しく理解する必要があるとの意見が出された。

患者とその家族等は、病院にいる方が安全であり在宅復帰が不安との固定観念から、入院継続を望むことも少なくない。その原因のひとつとしては、在宅医療に関する理解が定着していないことが考えられることから、地域住民への効果的かつ継続的な啓発活動を実施する必要があり、今年度の検討事項に挙げられたところである。

また、在宅医療を推進するにあたっては、併せて、在宅看取りに関する理解も深めなければならず、どのような啓発方法があるか検討を行ったところである。

2 リビングウィルについて

その啓発ツールとして、リビングウィルの活用が提案された。リビングウィルとは、人生の終末期のあり方を本人があらかじめ示すツールであり、現在、医師会を中心となって作成中である。

在宅医療に関する啓発活動に、リビングウィルを活用することで、終末期医療や看取りについて考える機会となり、本人の意思を重視した終末期が迎えられると考えられている。

3 効果的な啓発ツールの検討

国が示す医療と介護連携のための取組みのひとつとして、「地域住民への普及啓発」が挙げられており、また、作業部会においても、在宅医療を推進するための土台づくりとして、地域住民の意識醸成は不可欠であり、意識醸成には、効果的かつ継続的な取組みが必要であること、また、深く浸透させるためには、多くの時間を要することなどから、行政の主導により、速やかに取組みを開始すべきとの結論に至った。

講演会の開催などの具体的な啓発方法については、作業部会で継続検討していくが、効果的なツールのひとつとしてリビングウィルが挙げられたことから、市において、次年度計画に位置づけ、早期の活用に向けた取組みを進めたいと考えている。

また、具体的な啓発方法や活用ツール等があれば、情報提供願いたい。